

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応指針

日 立 市

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応指針

この指針は、新型コロナウイルス感染症のまん延の懸念が広がる中、台風、大雨等による土砂災害や洪水災害又は地震、津波等の災害があった場合に備え、感染リスクを可能な限り低減しながら避難所の運営を行うため必要な事項を定めるものとする。

1 避難所の開設指針等

(1) 避難所の開設指針

ア 避難所の開設に当たっては、新型コロナウイルス感染症の対応を鑑み、可能な限り多くの避難所を早期に開設する。

イ 避難所では、できる限り一般の避難者、体調不良者※1、健康観察者※2及び避難行動要支援者※3が交わらないように配慮するものとし、同避難所内での隔離用の専用スペースの確保や専用施設の指定など、必要な対策を講じるものとする。

※1 体調不良者：発熱や腹痛、倦怠感の症状があるなど体調が優れない者

※2 健康観察者：新型コロナウイルス感染に係る PCR 検査により陽性結果が判定された者の濃厚接触者など保健所から自宅等で健康観察を指示された者

※3 避難行動要支援者：高齢者、障害者、妊産婦、基礎疾患を有する者など避難に当たって配慮や支援が必要な者

ウ 新型コロナウイルス感染に係る PCR 検査により陽性結果が判定された者の対応については、別途、保健所の指示に従う。

(2) 開設する避難所

ア 一般の避難者の受入れは、小学校に開設する避難所を基本とし、状況に応じて指定避難所 91 か所の中から選定する。なお、選定に当たっては、別紙に規定する避難所の開設基準を参考とするものとする。

イ 体調不良者及び健康観察者については、あらかじめ指定した専用の公共施設等に受け入れる。

2 避難の広報

(1) 事前広報

ア 日頃の備えとして、ハザードマップの中から自宅付近の危険箇所を把握し、それを踏まえた避難行動を個々に確認してもらうよう啓発活動に努める。

イ 新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、災害の事象によって、危険な場所にいる人は避難することが原則であることを広く周知する。

ウ 逆に、災害が発生しても自宅が安全な場所であれば必ずしも避難する必要はないこと、また、避難所の 3 密を避ける観点から、親戚・知人宅等が安全な場所であればそちらに避難することを検討してもらうなど、災害の状況に応じた避難行動を啓発し、理解促進を図る。

- エ 避難の際には体温計やマスク等の衛生用品を持参するよう啓発する。
- オ 体調不良者への避難誘導については、健康づくり推進課に相談窓口を設置し、問合せがあった際は、あらかじめ指定した専用の公共施設への避難を個別に案内する。
- カ 健康観察者や新型コロナウイルス感染者への避難誘導については、保健所等の指示に従う。

(2) 有事広報

防災行政無線や SNS 等で、端的で誰もが分かりやすい表現により、必要な人が必要な避難を行えるよう広報する。

3 避難所の施設基準

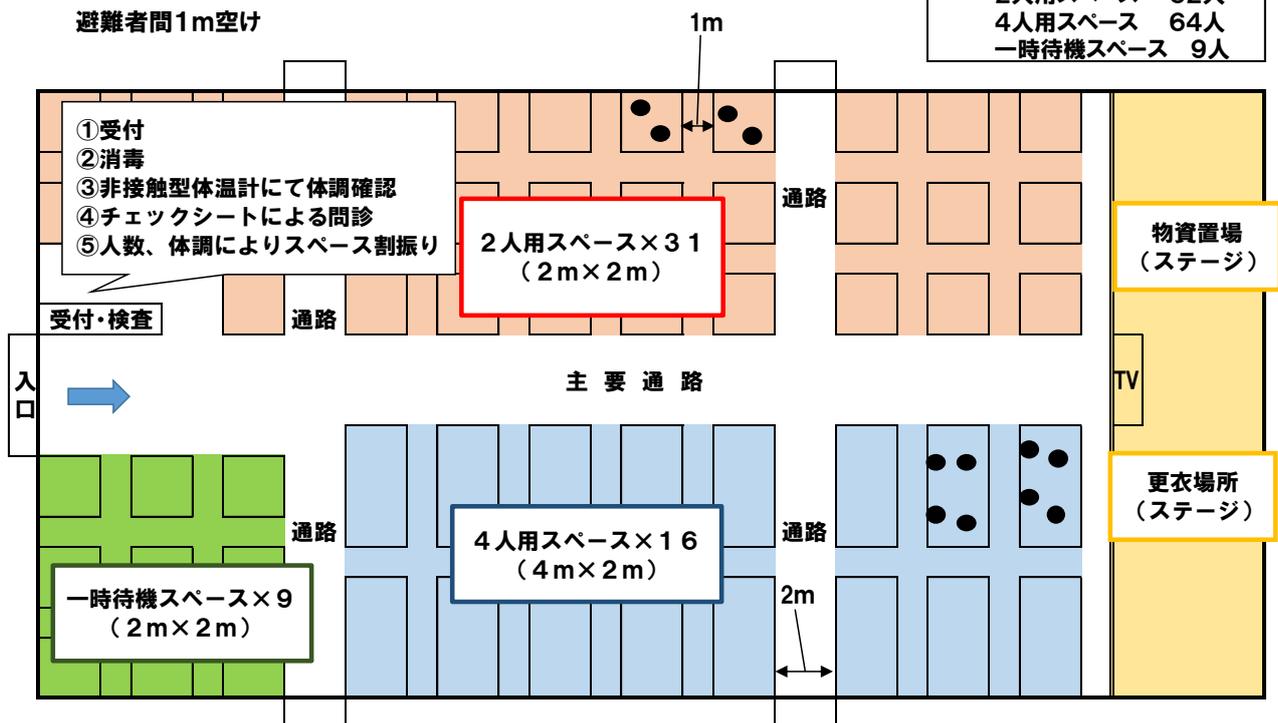
- (1) 各避難所には別に定員を設ける。
- (2) 避難所内の避難スペースは、隣との距離を 2 m（間仕切りがある場合は 1 m）以上確保するものとし、体調不良者の隔離スペースの確保など、あらかじめ避難所のレイアウトを準備しておく。
- (3) 避難スペースの確保は、世帯単位を原則とし、避難所のレイアウトを作成する際は、2 人用、4 人用などのスペースを用意しておく。
- (4) 飛沫感染対策やプライバシーの確保の観点から、避難所には可能な限りパーテーション等による間仕切りや段ボールベットを設置する。
- (5) 避難所用物品として、非接触型体温計、手指消毒用アルコール消毒液、マスク、フェイスシールド、避難所清掃用の塩素系漂白剤・バケツ・雑巾・ゴム手袋、避難スペース明示用の養生テープ、フロアマットなどを準備しておく。
- (6) 参考（避難所のレイアウト例）

避難所のレイアウトイメージ

○想定：小学校体育館 800㎡(ステージ含む。)

避難者間1m空け

【収容人数 135人】	
2人用スペース	62人
4人用スペース	64人
一時待機スペース	9人



4 避難所の運営体制

- (1) 各避難所を運営する担当部をあらかじめ定めておく。
- (2) 避難所班の要員は、1か所当たり男女混合で4名以上とする。ただし、夜間については、3名とすることができる。
- (3) 避難所班の運営は職員のローテーションによるものとし、次の勤務時間による3交代制を基本とする。
 - ① 7時00分～15時30分
 - ② 15時00分～23時30分
 - ③ 23時00分～翌7時30分
- (4) 保健班が出勤し、避難所を巡回するものとし、保健班は、保健師を中心として避難者の健康管理に努めるものとする。

5 避難者への対応

- (1) 受入れ・受付
 - ア 受付に手指消毒液を設置して避難者の消毒を徹底し、マスクを着用していない避難者にはマスクを支給する。
 - イ 受付では、非接触型体温計により避難者の検温を行うとともに、チェックシートを用いた問診により、体調、感染流行地への往来歴、新型コロナウイルス感染者との濃厚接触の有無、基礎疾患の有無などを確認する。
- (2) 避難者の誘導
 - ア 避難世帯ごとに、避難スペースを指定し、誘導する。
 - イ 避難者には、避難所内においてマスクの着用、「一行為・一手洗い・一消毒」の徹底を案内する。
 - ウ 受付での問診により、体調不良者又は健康観察者がいた場合は、後記6の「体調不良者・健康観察者への対応」のとおり対応する。
 - エ 避難者が定員を超えた場合は、他の避難所への誘導又は同避難所内の空き部屋等の活用を検討する。
- (3) 避難者の情報獲得手段の確保
 - ア 避難所にはテレビ・ラジオ等を設置し、避難者の情報獲得手段を確保する。
 - イ テレビ・ラジオ等は避難所内に公共・共通スペースを設けて設置するなど、避難者が公平に使用できるよう配慮するものとし、その際も、3密が発生しないよう誘導するものとする。
- (4) 避難所の清掃・消毒及び換気
 - ア 避難所班要員は、要員の交代の際に、避難所内の清掃・消毒作業を行う。
 - イ 毎時2回以上窓を開け、避難所内の換気を徹底する。

(5) 飲食物等の配布

ア 備蓄用飲食物その他備蓄品の配布に当たっては、避難所班要員が各避難スペース前に置配することを基本とする。

イ 避難所においてボランティアや自衛隊等の炊き出し等が振舞われる際は、屋外での配給を原則とし、配給を受ける避難者には、2 m以上間隔を開けて整列してもらうなどの誘導を行う。

(6) 避難者の健康管理

ア 避難所班要員は、避難者の定期的な検温、体調確認に努める。

イ 保健班は、各避難所を巡回し、避難所班要員から避難者の体調を確認し、必要に応じて避難者がとるべき対応を指示する。

6 体調不良者・健康観察者への対応

(1) 体調不良者への対応

ア 避難所班要員は、受付時又は定期的に行う避難者の体調確認時に体調不良者を発見した場合は、保健班に確認し、必要な指示を仰ぐ。

イ 体調不良者が発生した際は、病状が確定できるまでの間は、避難所となっている施設内に別に設ける専用スペース（エアコンが完備された教室等を想定）で隔離を行い、経過観察することを原則とする。

ウ 避難所内に体調不良者隔離用の専用スペースが確保できない場合は、予め指定した専用施設への移送を検討する。

エ さらに、保健班が必要と判断するときは、保健所への避難者の引継ぎ又は消防の協力を得て病院への救急搬送を実施する。

(2) 健康観察者への対応

ア 避難所班要員は、受付時に健康観察者を発見した場合は、保健班に確認し、必要な指示を仰ぐ。

イ 健康観察者がいた際は、あらかじめ指定した専用施設へ誘導する。

7 避難行動要支援者への対応

(1) 避難の呼び掛け

保健福祉部に要支援者班を設けることとし、要支援者班の要員は、災害の内容と状況に応じ、避難の対象となる地域に居住する要支援者(要支援者名簿に登録された者を原則とする。)に対し、電話等により個別に最寄りの避難所への避難を呼び掛ける。

(2) 要支援者の避難所への移送

要支援者班は、避難の呼び掛けの際に、他に身寄りがなく自力での避難が困難であるが避難したい旨を要請された場合は、保健福祉部内の福祉班、教育委員会及び福祉施設等の協力を得て、要支援者を避難所へ移送する。

(3) 避難所における要支援者への対応

ア 避難所における要支援者への対応は、基本的には、上記5に記載の「避難者への対応」と同様とする。また、要支援者が体調不良を訴えた場合の対応についても、上記6の(1)に記載の「体調不良者への対応」と同様とする。

イ ただし、避難所班及び保健班の要員は、当該避難者が要支援者であることに配慮しながら対応に当たるものとする。

8 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応

(1) 感染のおそれが高い避難者への対応

上記6の(1)に記載の「体調不良者への対応」を行いながら、保健師が必要と判断した場合は、避難者を保健所に引き継ぐ。

(2) 避難所の閉鎖

ア 避難所から新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、保健所の指示のもと、他の避難者の移送等を行った上で避難所を閉鎖する。

イ 避難所閉鎖後は、専門業者等を活用して、念入りの施設の消毒を実施する。

避難所の開設基準

1 風水害

- (1) 大雨警報、土砂災害警戒情報、暴風警報等の発令状況に応じ、市内小学校（東小沢小学校、中里小学校及び山部小学校を除く。）及び中里中学校に避難所を開設する。（最大計23か所）
- (2) 大型台風の接近など多くの避難者が見込まれる場合は、市内小中学校（中里小学校を除く。）に開設する。（最大計39か所）

2 洪水

久慈川、十王川、茂宮川の水位の上昇に応じ、水位が上昇している河川付近のあらかじめ指定した小中学校及び高等学校に避難所を開設する。（最大計9か所）

3 津波

大津波警報、津波警報等の発令状況に応じ、海岸付近のあらかじめ指定した小学校に避難所を開設する。（最大計12か所）

4 地震

地震による被害状況に応じ、市内の指定避難所を開設する。（最大計91か所）

5 複合災害

新型コロナウイルス感染症への対応を含めた複合災害の場合は、当該災害に対応可能な避難所を厳選しつつ、上記1～4の基準を組み合わせて開設する。